

## 工事成績採点の考査項目別運用表(建築等)

【記入方法】 該当する項目の・マークをドロップダウンから、評価すべき項目なら■を選択し、評価すべき項目でない場合又は評価対象外なら・のままとする。

(担当係長等)

考査項目	細 別	a	b	c	d	e				
2. 施工状況	II. 工程管理	<input type="checkbox"/> 優れている	<input type="checkbox"/> やや優れている	<input checked="" type="checkbox"/> 他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> やや劣っている	<input type="checkbox"/> 劣っている				
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工期内に工事を完成させた。</li> <li>・ 隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルがなく工事を完成させた。</li> <li>・ 地元及び関係機関との調整を積極的に行い、トラブルもなく、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</li> <li>・ 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の取り組みが見られた。</li> <li>・ 工程管理を適切に行ったことにより、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。</li> <li>・ その他( )</li> </ul> <p>詳細評価内容:</p> <p>評価項目の該当 3項目以上…………… a                      評価項目の該当 2項目 …………… b                      評価項目の該当 1項目以下…………… c</p>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。</li> <li>・ 受注者の責によるトラブルが発生した。</li> </ul> <p style="text-align: center;">上記該当であれば …………… d</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</li> <li>・ 受注者の責による重大なトラブルが発生した。</li> </ul> <p style="text-align: center;">上記該当であれば …………… e</p>		
						<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <th style="width: 50%;">評価する項目数</th> <th style="width: 50%;">評 価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">c</td> </tr> </table>	評価する項目数	評 価	0	c
評価する項目数	評 価									
0	c									
2. 施工状況	III. 安全対策	<input type="checkbox"/> 優れている	<input type="checkbox"/> やや優れている	<input checked="" type="checkbox"/> 他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> やや劣っている	<input type="checkbox"/> 劣っている				
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著である。</li> <li>・ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んでいた。</li> <li>・ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に取り組んだ。</li> <li>・ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいた。</li> <li>・ 同一場所で複数の工事がある場合、安全協議会での活動に取り組んでいた。</li> <li>・ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。</li> <li>・ その他( )</li> </ul> <p>詳細評価内容:</p> <p>評価項目の該当 4項目以上…………… a                      評価項目の該当 3項目 …………… b                      評価項目の該当 2項目以下…………… c</p>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全対策に関して、監督員から文書による改善指示を行った。</li> <li>・ 受注者の責によるトラブルが発生した。</li> </ul> <p style="text-align: center;">上記該当であれば …………… d</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</li> <li>・ 受注者の責による重大なトラブルが発生した。</li> </ul> <p style="text-align: center;">上記該当であれば …………… e</p>		
						<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <th style="width: 50%;">評価する項目数</th> <th style="width: 50%;">評 価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">c</td> </tr> </table>	評価する項目数	評 価	0	c
評価する項目数	評 価									
0	c									

※1. 担当係長等は、監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。

※2. ■を付した評価対象項目のうち、特筆すべき評価内容又は効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

考查項目	細 別	評価対象項目	【評価技術事例】
4. 工事特性	1. 施工条件等への対応	<p>●建物規模への対応（※下記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>延べ面積10,000㎡以上の建物</li> <li>地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物</li> <li>大空間のホール等を有する建物</li> <li>その他（理由）</li> </ul> <p style="text-align: right;">評点 0 点</p>	
		詳細評価内容:	
		<p>●建物固有の機能の難しさへの対応（※下記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象建物の耐震レベル</li> <li>建物機能の特殊性</li> <li>その他（理由）</li> </ul> <p style="text-align: right;">評点 0 点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてI類又はA類に属する工事</li> <li>○電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事</li> <li>○研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物</li> </ul>
		詳細評価内容:	
		<p>●建物固有の施工技術の難しさへの対応（※下記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築材料、設備機材、工法について提案がある場合【総合評価方式における技術提案は除く】</li> <li>設計条件として、工法、材料及び設備システム（機材を含む）の特殊性</li> <li>制約条件等があり、施工難度が特に高い場合</li> <li>その他（理由）</li> </ul> <p style="text-align: right;">評点 0 点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○パイロット工事又は特異な試験フィールド工事で、特許工法等の技術的に検討が必要な工事</li> <li>○特殊な工法及び材料等を採用した工事</li> <li>○特殊な設備システムを採用した工事</li> <li>○免震装置を設ける工事</li> <li>○大規模な山留め工法が必要な工事</li> <li>○敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設・切り直しを行う工事</li> <li>○仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事</li> </ul>
		詳細評価内容:	
		<p>●厳しい自然・地盤条件への対応（※下記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時）</li> <li>軟弱地盤、支持地盤の影響</li> <li>雨・雪・風・気温等の影響</li> <li>その他（理由）</li> </ul> <p style="text-align: right;">評点 0 点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事</li> <li>○液状化対策工法や地盤改良を伴う工事</li> <li>○冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事</li> </ul>
詳細評価内容:			
<p>●厳しい周辺環境、社会条件との対応（※下記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地中埋設物等の作業障害</li> <li>工事の影響に配慮すべき建物等の近接物</li> <li>周辺住民等に対する騒音・振動の配慮</li> <li>周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮</li> <li>その他（理由）</li> </ul> <p style="text-align: right;">評点 0 点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事</li> <li>○工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事</li> <li>○場内に汚水処理装置（水替え）を必要とする工事</li> <li>○住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事</li> <li>○有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事</li> </ul>		
詳細評価内容:			
<p>●施工現場での対応（※下記の対応事項に1つ以上■が付けば4点の加点とし、最大10点とする。）</p> <p>【長期工事における安全確保への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事（ただし全面一時中止期間は除く）</li> </ul> <p>【災害等での臨機の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事</li> </ul> <p>【施工状況（条件）に対応した施工・工法等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく施工の制限を受けた工事</li> <li>工程上他工事の制約を受け、機械・人員の増強を行った工事</li> <li>休日・夜間作業が工程の過半を超える工事</li> <li>施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事</li> <li>特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の受注者が複数ある工事</li> <li>外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・行人等の動線がある工事</li> <li>特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事</li> <li>施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事</li> <li>同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事等で、工程の制約等が特に厳しい工事</li> <li>その他（理由）</li> </ul> <p style="text-align: right;">評点 0 点</p>			
詳細評価内容:			
<p>●<b>評点計: 0 点</b></p>			

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。  
 ※2. 監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。  
 ※3. 評価にあたっては、監督員の意見も参考に評価する。  
 ※4. ■を付した評価対象項目のうち、特筆すべき評価内容又は効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

【記入方法】 該当する項目の・マークをドロップダウンから、評価すべき項目なら■を選択し、評価すべき項目でない場合又は評価対象外なら・のままとする。

(担当係長等)

考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c				
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	<input type="checkbox"/> 優れている	<input type="checkbox"/> bより優れている	<input type="checkbox"/> やや優れている	<input type="checkbox"/> cより優れている	<input checked="" type="checkbox"/> 他の評価に該当しない				
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1. 災害時等において地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。</li> <li>・ 2. 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。</li> <li>・ 3. 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。</li> <li>・ 4. 定期的に応報活動や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。</li> <li>・ 5. 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。</li> <li>・ 6. 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。</li> <li>・ 7. その他( )</li> <li>・ 8. その他(「週休2日取得モデル工事」を実施し、工事現場が週休2日(4週8休以上)を達成。(本項目は2項目の加点とする。))</li> </ul> <p>詳細評価内容:</p> <p>評価項目の該当 4項目以上…………… a</p> <p>評価項目の該当 3項目 …………… a'</p> <p>評価項目の該当 2項目 …………… b</p> <p>評価項目の該当 1項目 …………… b'</p> <p>評価項目の該当 0項目 …………… c</p>								
		<table border="1" style="margin-left: auto;"> <tr> <td>評価する項目数</td> <td>評 価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">c</td> </tr> </table>					評価する項目数	評 価	0	c
評価する項目数	評 価									
0	c									

※1. 担当係長等は、監督員の意見を参考に総合的な評価を行う。

※2. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。

※3. 詳細評価は、受注者から提出された実施状況に関する書類を活用するとともに、「監督員」と「担当係長等」との合議をもって行う。

※4. ■を付した評価対象項目のうち、特筆すべき評価内容又は効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

【記入方法】該当する項目の・マークをドロップダウンから■を選択する。

(担当係長等)

考査項目																							
7. 法令遵守等	措 置 内 容	点 数																					
	・ 1. 指名停止3ヶ月以上	- 20 点																					
	・ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15 点																					
	・ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13 点																					
	・ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	- 10 点																					
	・ 5. 文書注意相当	- 8 点																					
	・ 6. 口頭注意相当	- 5 点																					
	・ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合 (措置なしとした案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。)	- 3 点																					
	・ 8. 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等。(減点数は、入札説明書による。)	- 点																					
	<p>※当該工事現場に対する法令遵守のみの評価とする。他工事現場での違反は評価しない。                  ※竣工検査当日までの処分内容で評価する。竣工検査日後に処分が出た場合は、検査職員が修正するものとする。</p> <p>① 本評価項目(7. 法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の【適応事例】で上表の措置があった場合」に適用する。                  ② 「工事の施工にあたり」とは、工事請負契約書の記載内容(工事名・工期・工事場所等)を履行することに限定する。                  ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人・監理技術者・主任技術者・品質証明員・受注会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。                  ④ 口頭注意相当未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(監督員・係長等からの文書注意、口頭注意等)は、係長等の評価対象項目である安全対策において減点を行う。                  ⑤ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書によるものとする。                  ⑥ その他の項目を加える場合は、必ず理由を記入する。</p> <p>※【適応事例】については、以下に示す事項とする。</p>																						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr><td>・ 1 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。</td></tr> <tr><td>・ 2 承諾なしに権利義務等について第三者譲渡又は承継を行った。</td></tr> <tr><td>・ 3 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。</td></tr> <tr><td>・ 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</td></tr> <tr><td>・ 5 当該工事関係者が贈賄等により逮捕又は起訴された。</td></tr> <tr><td>・ 6 建設業法に違反する事実が判明した。(例:一括下請け、技術者の専任違反等)</td></tr> <tr><td>・ 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。</td></tr> <tr><td>・ 8 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</td></tr> <tr><td>・ 9 監督又は検査の実施にあたり、職務の遂行を妨げた。又は、不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。</td></tr> <tr><td>・ 10 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。</td></tr> <tr><td>・ 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等された。</td></tr> <tr><td>・ 12 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員・準構成員・企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。</td></tr> <tr><td>・ 13 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。又は、暴力団対策法第9条に記載されている砂利・防音シート・軍手等の物品の納入、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</td></tr> <tr><td>・ 14 受注企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報等を怠った。</td></tr> <tr><td>・ 15 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。</td></tr> <tr><td>・ 16 引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な瑕疵が判明した。</td></tr> <tr><td>・ 17 低入コスト調査で虚偽の報告があった。</td></tr> <tr><td>・ 18 受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。</td></tr> <tr><td>・ 19 受注者の契約の相手方となる下請負人が社会保険等加入義務等の規定に違反している。又は発注者が特別な事情があると認めた場合において、指定する期間内に受注者が書類を提出しなかった。</td></tr> <tr><td>・ 20 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われなかった。</td></tr> <tr><td>・ 21 その他(理由: )</td></tr> </tbody> </table>			・ 1 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。	・ 2 承諾なしに権利義務等について第三者譲渡又は承継を行った。	・ 3 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。	・ 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。	・ 5 当該工事関係者が贈賄等により逮捕又は起訴された。	・ 6 建設業法に違反する事実が判明した。(例:一括下請け、技術者の専任違反等)	・ 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。	・ 8 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。	・ 9 監督又は検査の実施にあたり、職務の遂行を妨げた。又は、不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。	・ 10 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。	・ 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等された。	・ 12 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員・準構成員・企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。	・ 13 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。又は、暴力団対策法第9条に記載されている砂利・防音シート・軍手等の物品の納入、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。	・ 14 受注企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報等を怠った。	・ 15 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。	・ 16 引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な瑕疵が判明した。	・ 17 低入コスト調査で虚偽の報告があった。	・ 18 受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。	・ 19 受注者の契約の相手方となる下請負人が社会保険等加入義務等の規定に違反している。又は発注者が特別な事情があると認めた場合において、指定する期間内に受注者が書類を提出しなかった。	・ 20 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われなかった。	・ 21 その他(理由: )
・ 1 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。																							
・ 2 承諾なしに権利義務等について第三者譲渡又は承継を行った。																							
・ 3 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。																							
・ 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。																							
・ 5 当該工事関係者が贈賄等により逮捕又は起訴された。																							
・ 6 建設業法に違反する事実が判明した。(例:一括下請け、技術者の専任違反等)																							
・ 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。																							
・ 8 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。																							
・ 9 監督又は検査の実施にあたり、職務の遂行を妨げた。又は、不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。																							
・ 10 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。																							
・ 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等された。																							
・ 12 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員・準構成員・企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。																							
・ 13 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。又は、暴力団対策法第9条に記載されている砂利・防音シート・軍手等の物品の納入、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。																							
・ 14 受注企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報等を怠った。																							
・ 15 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。																							
・ 16 引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な瑕疵が判明した。																							
・ 17 低入コスト調査で虚偽の報告があった。																							
・ 18 受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。																							
・ 19 受注者の契約の相手方となる下請負人が社会保険等加入義務等の規定に違反している。又は発注者が特別な事情があると認めた場合において、指定する期間内に受注者が書類を提出しなかった。																							
・ 20 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われなかった。																							
・ 21 その他(理由: )																							

■ 該当項目なし